

平成25年（ワ）第38号、同第94号、同第175号

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件

原告 中島 孝 外

被告 国及び東京電力株式会社

意見陳述書

2014（平成26）年3月25日

福島地方裁判所民事部 御中

原告ら代理人

弁護士 渡 邊 純

私は、被告東京電力株式会社（以下「被告東京電力」といいます。）が本年3月14日付で提出した準備書面(3)乃至(5)について、反論の意見を述べます。なお、これらの書面については、追って本格的な反論書面の提出を検討していることを申し添えます。

1 放射線被ばく健康影響について（被告東電準備書面(4)について）

被告東京電力は、準備書面(4)において、本件事故によって環境中に放出された放射性物質による放射線被ばく健康影響について述べています。被告東京電力は、政府機関のほか、国際放射線防護委員会（ICRP）、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）、世界保健機関（WHO）等の文書

等を数多く引用していますが、その結論とするところは、「本件事故による放射線への被ばくの状況については、福島県内のほとんどの県民の方々において年間 20 ミリシーベルトを大きく下回っていると考えられること…『年間 20 ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低い』とされ…などの科学的知見を踏まえれば、年間 20 ミリシーベルトを大きく下回る放射線を受けたとしても、違法に法的権利が侵害されたと評価することは困難というべきである」（被告東京電力の準備書面(4)の 37～38 ページ）とするものです。

要するに、被告東京電力の主張は、被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト以下であれば、これを浴びても法的権利の侵害ではない、それが「科学的知見」を踏まえた結論だと主張するに等しいものと言わなければなりません。これが、本件事故により危険な放射性物質を大量に環境中にまき散らし、何の落ち度もない被害者に被ばくを余儀なくさせている企業の言い分として許されるのでしょうか。

被告東京電力は、被ばくによる健康リスクは、他の発がん要因によるリスクと比較しても低いといますが、そこであげられている発がん要因、すなわち、喫煙、肥満、野菜不足等は、人が自己の努力により避けることができるものです。しかし、本件事故による放射線被ばくは、居住地を汚染された被害者としては、遠くに避難するしか避ける手段はないのです。しかも、人が体に放射線を浴びれば、細胞中の DNA が破壊されることは、科学的に明らかにされており、低線量であっても長期にわたって放射線被ばくをするのは、マイクロレベルでのダメージを受け続けることになることも、また「科学的知見」に他なりません。こうした点からみれば、無用の被ばくを余儀なくされ、

かつ余儀なくされ続けている原告ら被害者が健康影響への不安や懸念を持つことには、まさに「科学的根拠」があると言えます。

被告東京電力の主張は、本件事故による被害を、「科学的知見」の名の下に覆い隠そうとするものであって、もとより許されるものではありません。

2 原状回復請求について（被告東京電力準備書面(5)について）

被告東京電力は、準備書面(5)において、原告らが求める原状回復請求に対して、請求内容、対象となる場所、具体的な作為内容、測定方法等が不特定であるとして、請求自体が不適法であるとして不適法却下を求めています。これらに対する詳細な反論は追ってする予定ですが、驚くべきは、原状回復が金銭的に実現できないとしている点です。

被告東京電力は、「原告らの求める状態を実現するためには莫大な費用がかかると予想されるところ、たとえ国と共同して行うとしても、一企業の負担としては過度に重すぎる」「原告らの請求を実現させるために想定される金額は、あまりに莫大な金額であり、實際上、一企業において実現することは不可能」などとして、「原告らの求める請求が…社会通念上金銭的に実現できない以上、強制執行は不可能」であって「原告らの本件請求は不適法であり、却下されるべきである」と結論付けています。

これは、驚くべき開き直りに他なりません。人の住む土地に放射性物質をまき散らして汚染しておきながら、放射性物質を除去せよという被害者のまっとうな要求に対しては「金がかかりすぎるから、その要求は認められない」というのです。本当に、お金がかかりすぎて負担できないと思っているのであれば、被告東京電力は、すでに当事者能力を失っているのですから、自ら破産手続を申立てるなどして、被害者の前から退場すべきです。

被告東京電力は、本件事故に伴う膨大な賠償金の支払いなどのため、すでに巨額の公的資金の投入を受け、いわば本件事故の後始末を行うための国策企業となっています。そのような国策企業である被告東京電力が、臆面もなく、被害者に対して、「原状回復などできない」などと開き直ることが許されるのでしょうか。被告東京電力のかかる主張は、被害者を愚弄し、かつ、天に唾するようなものであり、まさに恥知らずであるというべきです。

原告らは、被告東京電力が、こうした恥知らずな主張を自ら撤回することを求めるとともに、このような主張を決して許さず、最後まで戦い抜くことを表明します。同時に、裁判所がこうした主張を仮に許せば、数十年後数百年後の国民から、我が国の司法の汚点と評価されることになることは明らかです。裁判所におかれては、将来の国民から見ても正当な判決であると評価されるような歴史的判断をされることを切にお願いします。

以上